

# ボイラー及び圧力容器点検整備業務 処理要領

## 1. 目的

年1回の定期整備及び労働安全衛生法第38条第3項に規定する性能検査準備

## 2. 対象設備

### 【ボイラー】

- (1) ボイラー ①炉筒煙管ボイラー(B-1, 2) 2基  
出力：1,941,000kcal 38.4m<sup>2</sup>
- (2) ボイラー ②貫流式蒸気ボイラー(B-3) 1基 (性能検査対象外)  
伝熱面積：9.6m<sup>2</sup>

### 【圧力容器】

- 圧力容器① 貯湯槽(TVW-1, 2) 2基  
立型、4,000、蒸気コイル加熱能力 220,000kcal/h、  
蒸気量 450kg/h(2kg/cm<sup>2</sup>)
- 圧力容器② 貯湯槽(TVW-3) 1基  
立型、1,000、蒸気コイル加熱能力 55,000kcal/h、  
蒸気量 120kg/h(2kg/cm<sup>2</sup>)
- 圧力容器③ アキュームレーター 1基  
容量：20%、最高使用圧力：10kg/cm<sup>2</sup>、  
一次圧力：8kg/cm<sup>2</sup>、2次圧力：2kg/cm<sup>2</sup>
- 圧力容器④ 蒸気発生器(HE-1) 1基  
交換熱量：133,000kcal/h、  
一次蒸気量：270kg/h(4kg/cm<sup>2</sup>)、二次蒸気量：170kg/h(0.5kg/cm<sup>2</sup>)
- 圧力容器⑤ ホットウエルタンク(HWT-1) 1基 (性能検査なし)  
容量：7,200
- 圧力容器⑥ 消毒器(ハットセンターのマット消毒器) 1基  
最高使用圧力：0.0696MPa、内容積4.329m<sup>3</sup>
- 圧力容器⑦ 蒸気滅菌器(中央材料室) 1基  
最高使用圧力：0.30MPa、内容積1.297m<sup>3</sup>
- 圧力容器⑧ 蒸気滅菌器(中央材料室) 1基  
最高使用圧力：0.25MPa、内容積1.059m<sup>3</sup>
- 圧力容器⑨ 蒸気滅菌器(中央材料室) 1基  
最高使用圧力：0.30MPa、内容積1.297m<sup>3</sup>

## 3. 整備及び性能検査実施時期

- ボイラー①② 8月末から9月後半  
圧力容器①～⑤ 8月末から9月後半  
圧力容器⑥ 4月上～中旬  
圧力容器⑧ 12月中旬～1月中旬  
圧力容器⑦、⑨ 1月下旬～2月上旬

詳細日程は整備担当と打合せること。

## 4. 臨時点検

異常発生的一次対応について、甲から連絡を受けたとき及び  
甲が必要と認めたときは直ちに必要な措置をとらなければならない。

## 5. 作業報告書

作業完了後は、速やかに報告書を提出するものとする。

## 6. 業務完了報告書

委託契約完了後、業務完了報告書を提出すること。